

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、障害福祉サービスを継続して提供できる体制を確保するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で障害福祉サービス施設・事業所等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「障害福祉サービス施設・事業所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。

- (1) 通所系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス）を行う事業所等
- (2) 短期入所サービスを行う事業所等
- (3) 入所・居住系サービス（施設入所支援又は共同生活援助）を行う事業所等、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設
- (4) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援）を行う事業所等
- (5) 相談系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援又は障害児相談支援）を行う事業所等

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス施設・事業所等（山形市の区域内を除く。以下同じ）を運営する事業者とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

- (1) 新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等
別表1のとおり
- (2) 感染者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣を行う障害福祉サービス施設・事業所等
別表2のとおり

(補助対象事業)

第4条 障害福祉サービス施設・事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行うこととし、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し費用のうち、令和5年4月1日以降に事業完了した分を助成する。

2 次の各号に掲げる要件を満たすものを対象とする。

- (1) 別表1の左欄の①から③まで並びに右欄の①及び②に該当する施設・事業所

イ 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添 2-1 又は 2-2 のとおり、障害者支援施設等に限る。）

ロ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う障害福祉人材の確保に要する経費として、以下に掲げるもの。

緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用

ハ 施設・事業所の消毒・清掃費用

ニ 感染症廃棄物の処理費用

ホ 感染者又は濃厚接触者（令和 5 年 5 月 8 日以降においては、感染者と接触があった者）への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

ヘ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う障害福祉人材の確保に要する経費として、次に掲げるもの。

代替場所の確保費用（使用料）、居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※ロ及びへは、代替サービス提供期間の分に限る。

(2) 別表 1 の左欄の④及び右欄の③に該当する施設・事業所

一定の要件に該当する自費検査費用（別添 2-1 又は 2-2 のとおり、障害者支援施設等に限る。）

(3) 別表 1 の左欄の⑤及び右欄の④に該当する施設・事業所

通所系サービスの代替サービス提供に伴う障害福祉人材の確保に要する経費として、次に掲げるもの。

緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、代替場所の確保費用（使用料）、居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

※代替サービス提供期間の分に限る。

(4) 別表 2 に該当する施設・事業所

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用として、次に掲げるもの。

追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、交付要綱別添 1 に掲げる基準額と、令和 5 年 4 月 1 日以降に事業完了となった対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 クラスタ発生等により、前項によりがたい場合は、知事に協議するものとする。

3 交付要綱別添 1 に定める基準単価は、年度位で適用する。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 総括表（別記様式第2号）
- (2) 事業所別申請額一覧（別記様式第3号）
- (3) 事業所別個票（別記様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (5) 規則第22条の規定により、財産処分について知事の承認を受けようとするときは財産処分等承認申請書（別記様式第5号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- (6) 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める処分制限期間を経過するまでの期間とする。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあっては会計年度

終了後30日以内に、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記様式第6号）により知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

（書類の提出）

第10条 この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、山形県健康福祉部障がい福祉課に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表1)

令和5年5月7日以前	令和5年5月8日以降
<p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所</p> <p>※ 職員に<u>濃厚接触者</u>が発生し職員が不足した場合を含む。</p> <p>② <u>濃厚接触者</u>に対応した施設・事業所</p> <p>③ <u>都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所</u></p> <p>④ <u>発熱等の症状を呈する利用者又は職員</u>に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)</p> <p>※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2-1に規定する。</p> <p>⑤ ①、③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所</p> <p>※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)</p>	<p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所</p> <p>※ 職員に<u>感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)</u>が発生し職員が不足した場合を含む。</p> <p>② <u>感染者と接触があった者</u>に対応した施設・事業所</p> <p>③ <u>感染等の疑いのある利用者又は職員</u>に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)</p> <p>※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2-2に規定する。</p> <p>④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所</p> <p>※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、<u>休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合</u>(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)</p>

(別表2)

令和5年5月7日以前	令和5年5月8日以降
<p>① 別表1の①<u>又は③</u>に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p>	<p>① 別表1の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p>